

# ●平成20年度の調査地区及び小字名です。



## ① 宿利原地区 $1.02\text{km}^2$

永吉・村ノ前・命苦村ノ前・椿ヶ平・中尾平・石瀬戸平・重ノ石平

## ② 池田地区 $1.55\text{km}^2$

松坂・双山谷・廻り渕・崩ノ原・鶴戸山・亀石ヶ迫・村ノ前・毛下村・村ノ下  
仁田ヶ迫・北崩原・松坂出口・楠ノ尾・城ノ岡



## ③ 大原地区 $1.73\text{km}^2$

刈切・川床

## ④ 辺志切地区 $0.46\text{km}^2$

西ノ迫・ロサイ・和田・牛牧坂ノ上・炭床・炭床岩渕・平原

## 地籍調査について

- 1 町内在住の方には事前説明会を行います。
- 2 年間の立会い日程計画をつくり、通知します。
- 3 現地調査（立会い）の7日くらい前に集合場所・時間等を示し、立会依頼の通知文書を出します。
- 4 立会いが出来ない場合は代理人の委任状を出していただいてあります。
- 5 南部開発等の終了した地域は地籍調査と同じ精度の測量が行われておりますので対象外です。
- 6 地籍調査では、台帳名義人の変更（名義変更）はできません。
- 7 地籍調査では、ある一定の条件が必要ですが、土地の分筆・合筆・地目変更・住所変更は出来ます。
- 8 地籍調査で打った杭は各自で管理していただきます。（年間何万本もの杭を打ちますので役場で管理することは不可能です。ご理解ください。）
- 9 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭（境界杭とは別です）を打たせていただきます。この際測量は見通しがきかないと出来ないので雑木等の枝払いをさせていただく場合があります。
- 10 公民館等の主なところに黄色の目印テープを用意しておりますので、立会い日までに境界の枝払いをし、なえ竹等にテープを結んで境界のしるしをして、立ててください。
- 11 平成20年度の現地立会いは、5月頃から行う予定です。